

## 令和8年度 南国市2号(3歳未満児クラス)、3号認定利用者負担額表(予定)

保育所(園)、認定こども園、小規模保育施設等の利用者のうち、2、3号(保育)認定の利用者負担額です。国の基準をもとに市が定め、保護者の市区町村民税所得割額の合算額により階層を判定します。

下表の「3歳未満児クラス」、「年少クラス」とは、4月1日時点での年齢で決定されますので、年度の途中で3歳となつた場合も保育料に変更はありません。

国階層	支給認定保護者 の属する 世帯の階層	月額利用者負担額			
		3歳未満児クラス		年少クラス以上	
		保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間
①	1 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②	2 市区町村民税非課税世帯				
③	3 市区町村民税均等割のみ	13,000円	12,800円		
	4 市区町村民税所得割 48,600円未満	18,000円	17,700円		
④	5 48,600円以上 57,700円未満	23,000円	22,600円		
	6 57,700円以上 77,101円未満	26,000円	25,600円		
	7 77,101円以上 97,000円未満	29,500円	29,000円		
⑤	8 97,000円以上 117,000円未満	34,500円	33,900円		
	9 117,000円以上 139,000円未満	39,000円	38,300円		
	10 139,000円以上 169,000円未満	43,500円	42,800円		
⑥	11 169,000円以上 212,000円未満	47,000円	46,200円		
	12 212,000円以上 301,000円未満	49,000円	48,200円		
⑦	13 301,000円以上 397,000円未満	51,000円	50,100円		
⑧	14 397,000円以上	53,000円	52,100円		

### 《 備 考 》

- 1 市区町村民税の課税額は、4月分から8月分までの利用者負担額については前年度分のものを適用し、9月から3月までのものについては当該年度分のものを適用します。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者(世帯の生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。)の市区町村民税の所得割課税額を合算します。
- 3 市区町村民税の所得割課税額については、次の税額控除等は適用されません。  
寄付金税額控除／外国税額控除／配当控除／配当割額・株式等譲渡所得割控除  
住宅借入金等特別税額控除
- 4 障害者・母子・父子世帯で次の階層の世帯の利用者負担額は次のとおりとなります。  
〔障害者世帯は、在宅障害者(児)のいる世帯〕

認定保護者の属する 世帯の階層	月額利用者負担額			
	3歳未満児クラス		年少クラス以上	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2 市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3 市区町村民税均等割のみ	4,500円	4,400円		
4 所得割 48,600円未満	6,000円	5,900円		
5 所得割 48,600円以上 57,700円未満	7,500円	7,400円		
6 所得割 57,700円以上 77,101円未満	9,000円	8,900円		

- 5 所得割が77,101円未満の障害者・母子・父子世帯については第2子以降の保育料は無料です。
- 6 世帯の階層や、養育する児童の年齢や人数等によって、利用者負担額の軽減があります。  
次ページの「令和8年度 南国市2号(3歳未満児クラス)、3号認定利用者負担額表(予定) 別表」を参照ください。

令和8年度 南国市2号(3歳未満児クラス)、3号認定利用者負担額表(予定) 別表

階層	市民税所得割額	右の世帯以外				ひとり親世帯等			
		第1子	第2子以降			第1子	第2子以降		
第1階層	生活保護世帯 (里親世帯)	0円	0円		0円		0円		
第2階層	非課税	0円	生計を一にする兄弟姉妹(年齢制限なし)の中で 第2子以降:0円		0円		0円		
		生計を一にする兄弟姉妹(18歳未満)の中で ①小学生以上のきょうだいがいない場合 ②小学生以上のきょうだいが1人いる場合 ③小学生以上のきょうだいが2人以上いる場合							
第3階層	均等割のみ	13,000円 (12,800円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	13,000円(12,800円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	6,500円(6,400円) 0円	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	『南国市2号、3号認定利用者負担額表』の備考4 生計を一にする兄弟姉妹(年齢制限なし)の中で 第2子以降:0円
第4階層	486,000円未満	18,000円 (17,700円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	18,000円(17,700円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	9,000円(8,850円) 0円	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	
第5階層	57,700円未満	23,000円 (22,600円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	23,000円(22,600円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	11,500円(11,300円) 0円	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	
第6階層	77,101円未満	26,000円 (25,600円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	26,000円(25,600円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	26,000円(25,600円) 0円※	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	
第7階層	97,000円未満	29,500円 (29,000円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	29,500円(29,000円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	29,500円(29,000円) 0円※	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	29,500円 (29,000円)
第8階層	117,000円未満	34,500円 (33,900円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	34,500円(33,900円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	34,500円(33,900円) 0円※	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	34,500円 (33,900円)
第9階層	139,000円未満	39,000円 (38,300円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	39,000円(38,300円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	39,000円(38,300円) 0円※	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	39,000円 (38,300円)
第10階層	169,000円未満	43,500円 (42,800円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	43,500円(42,800円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	43,500円(42,800円) 0円※	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	43,500円 (42,800円)
第11階層	212,000円未満	47,000円 (46,200円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	47,000円(46,200円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	47,000円(46,200円) 0円※	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	47,000円 (46,200円)
第12階層	301,000円未満	49,000円 (48,200円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	49,000円(48,200円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	49,000円(48,200円) 0円※	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	49,000円 (48,200円)
第13階層	397,000円未満	51,000円 (50,100円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	51,000円(50,100円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	51,000円(50,100円) 0円※	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	51,000円 (50,100円)
第14階層	397,000円以上	53,000円 (52,100円)	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	53,000円(52,100円) 0円※	未就学児童の中の第1子 未就学児童の中の第2子以降	53,000円(52,100円) 0円※	未就学児童の中の第1子以降 未就学児童の中の第2子以降	0円	53,000円 (52,100円)

表中の「0円※」については、本来の半額の保育料に南国市が補助を行った結果、保育料が無料となります。

○( )内は保育短時間認定の料金となります。

○「通常の額」とは、『南国市2号、3号認定利用者負担額表』で、年齢・認定区分(保育標準時間・保育短時間)により定められた額です。

○「生計を一にする」とは、同居していない場合でも、生活費、学資金、療育費等の送金が行われている場合などを含みます。(学生寮生活、大学生の一人暮らし(仕送り)など)

○「就学前児童」は、保育所や幼稚園、認定こども園等を利用している方に限り、家庭保育をしている方や認可外保育施設等を利用している方は該当しません。